平成２４年（フ）第１２８７９号
東京都足立区足立１丁目35―11―102
債務者　伊勢田春美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８５号
東京都世田谷区赤堤４丁目35―11―101
債務者　村宮　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８９１号
東京都江戸川区南小岩７丁目10―19―301
債務者　岡本　邦彦
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８９２号
東京都江戸川区南小岩７丁目10―19―301
債務者　岡本　幸子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８９８号
東京都小平市小川町１丁目1023―10
債務者　志水　建二
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０３号
東京都八王子市横山町９―14―805
債務者　近藤寿美恵
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１５９号
神奈川県藤沢市石川４丁目５番地の４ハビテイションＡ101
債務者　井上　　勇
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２１０号
横浜市緑区中山町1031番地８　スカイハイツ103号
債務者　池田志津江
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０２号
栃木県大田原市美原１丁目14番16号　渡部コーポ202号、前住所栃木県大田原市下石上1639番地13　ライフメイト野崎205号
債務者　和野　如良
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１６号
栃木県真岡市若旅1990番地２
債務者　飯島三四子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２１５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目３番20―105号　さがみ野ハイツ
債務者　上釜　博昭
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
長野県佐久市岩村田3371番地９　バリュージュ花園202、前住所長野県岡谷市81番地７
債務者　工藤　栄美（旧姓瀬脇・小平）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３２７号
静岡市葵区昭府２丁目９番10―102号
債務者　森　　優子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４３号
静岡市駿河区高松１丁目15番17―202号
債務者　宇佐美佳美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６８９号
東京都江東区東陽１丁目３―15　菊地方201
債務者　佐藤　政昭
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７６０号
東京都府中市四谷３丁目52―32―102
債務者　葛西　英樹
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部